

芽室町高齢者世帯等生活支援事業（案）

- 1 事業の目的 コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯、障がい者世帯に対して、その影響緩和を北海道の補助を受けて実施する。
- 2 事業の対象 物価高騰により生活全般に深刻な影響を受ける住民税非課税世帯
具体的には、次の要件を満たす世帯
・ 令和4年6月1日現在芽室町に居住
・ 市町村民税非課税かつ、次のいずれかに該当する世帯（施設入所者等を除く）
① 65才以上高齢者のみの世帯
（同一建物内で課税世帯や64歳未満と同居の場合は対象外）
② 重度障害者同居世帯
（身体1級～3級内部、療育A、精神1級）
※①、②は芽室町高齢者等冬の生活特例支援事業の対象世帯条件と同じ。
※ひとり親世帯は子育て世帯生活支援臨時特別給付金の対象世帯になるため、本事業の対象外。
- 3 助成額 12,000円/世帯を予定（指定口座に振り込み）
※根拠：家計調査の結果、コロナ禍における原油や物価等の高騰により、家計の負担が1,000円/月上昇したことによる。
- 4 補助率 事業費の1/2以内（事務費は補助対象外）
- 5 実施時期 令和4年10月から（予定）